

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日とする)

目 次

◇ 告 示 土地改良区の役員就退任(農村整備課)

土地改良区の定款の変更の認可(二件)(〃)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(〃)

保安林の指定予定(造林課)

保安林の指定の解除予定(三件)(〃)

◇ 公 告 示 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による
聴聞(防犯少年課)

◇ 公 告 消防設備士講習の実施(消防防災課)

告 示

鳥取県告示第七百六十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定

に基づき、次のとおり千代水土地改良区から役員が退任し、及び就任した
旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年八月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理 事 澤 田 直 行 鳥取市西品治一八二一八

昭和六十二年十一月二十二日退任

就任した役員の名及び住所

理 事 片 山 広 道 鳥取市西品治五八八一

昭和六十三年四月一日就任 任期昭和六十四年五月三十一日まで

鳥取県告示第七百六十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に
基づき、淀江町土地改良区の定款の変更を昭和六十三年八月十二日認可し
たので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年八月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、天神野土地改良区の定款の変更を昭和六十三年八月十二日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年八月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百六十三号

溝口町が行う土地改良事業に係る大滝地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年八月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十三年八月二十日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所

溝口町役場
四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六十四号

次のように保安林の指定をする予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年八月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 保安林予定森林の所在場所
米子市皆生新田三丁目三五二
- 二 指定の目的
潮害の防備
- 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採できる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百六十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年八月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字奥本字下モ田七二八の二・七三〇の一(以上二筆に

ついて、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百六十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年八月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字上中谷栗木田下モ三六〇の三(国有林)、三六〇

の一(次の図に示す部分に限る。)、三六〇の二、字向フ山中四三九の

二(国有林)、四三九の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百六十七号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年八月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
米子市皆生新田三丁目三四八の二、三五二の二
- 二 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十五号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

昭和六十三年八月十九日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

一 聴聞の期日及び場所

昭和六十三年八月三十一日 午後一時

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎

七階）

- 二 被聴聞者の住所及び氏名又は名称
 - 1 広島市中区西平塚町八一二
株式会社三城観光
 - 2 米子市角盤町三丁目七九
株式会社青雲
 - 3 西伯郡中山町田中九四九一一
田中 寛

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10に規定する消防用設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

昭和63年 8月19日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 講習実施区分

講習の区分	講習の対象となる消防設備士の種類及び区分
第一種	第一類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第二類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士

第二種	第三類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
第三種	第四類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第七類の乙種消防設備士
第四種	第五類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
第五種	第六類の乙種消防設備士

2 講習の日時及び講習科目

月 日	時 間	講習の区分	講 習 科 目
昭和63年 10月24日 (月)	9時30分から 12時30分まで	第一種	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項 消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
	13時から 17時まで		
10月25日 (火)	9時30分から 12時30分まで	第三種	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項 消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
	13時から 17時まで		
10月27日 (木)	9時30分から 12時30分まで	第二種 第四種 第五種 (各種共通)	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項 消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
	13時から 17時まで		
10月28日 (金)	9時30分から 12時30分まで	第二種	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
	13時から 17時まで		
10月28日 (金)	9時30分から 12時30分まで	第四種	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
	13時から 17時まで		

(注) 講習終了後、講習の区分ごとに、筆記による効果測定を行う。

3 講習の場所

倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館

4 受講申請手続き

(1) 受付期間

昭和63年9月2日(金)から同月17日(土)まで(郵送の場合は、昭和63年9月17日(土)までの消印があるものは、有効とする。)

(2) 提出先

鳥取市田園町三丁目124 社団法人鳥取県消防設備保守協会

(3) 提出書類

ア 受講申請書

2以上の区分にわたって講習を受けようとする者は、区分ごとに提出すること。

イ 写真

提出前6月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートル、正面上半身像のものを受講申請書の所定欄にはり付けること。

(4) 受講手数料及びその納付方法

ア 受講手数料

1の講習の区分につき 5,000円

イ 納付方法

アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の所定の欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 その他

(1) 講習当日、受講票及び消防設備士免状を持参すること。

(2) 不明な点は、社団法人鳥取県消防設備保守協会(電話0857-26-5165)又は鳥取県総務部消防防災課(電話0857-26-7063)に問い合わせること。